

松永中学校 部活動に係る活動方針について

2024(令和6年)4月

1. 基本方針

- 松永中学校区では、児童生徒に育成する力（21世紀型スキル&倫理観）を「コミュニケーション能力」，「感性・思いやり」と定めて取り組んでいる。部活動においては、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性や社会性を育てる。また、生徒が運動や文化的な活動の楽しさを味わいながら、自分にあった活動を継続することで、生活習慣を確立し、体力の向上や健康の保持増進を図っていく。

2. 適切な運用のための体制

- 部活顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。
校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないように指導・是正を行う。
- 校長は活動方針及び活動計画等を学校のホームページに公開する。

3. 安全で効率的・効果的な活動の推進

- 校長及び部活顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が2013年(平成25年)5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防・熱中症事故の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、指導を行う。

- 文化部顧問は、運動部活動と同様に適切な指導を実施する。

4. 適切な休養日等の設定

<学期中>

○ 週当たり2日以上の休養日进行ける。

- ・部活動休養日を原則水曜日とする。

なお、研修日、参観日などに合わせて曜日を変更することがある。

- ・土曜日及び日曜日（以下「休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とするが、休日に大会参加、練習等で活動した場合は、翌週の中で休養日を他の日に振り替える。

なお、体育館使用部活においては、使用しない日、時間帯について各顧問において話し合いを持ち練習時間帯を調整する。

※) 体育館使用（フロア）の部活動は、下記表を参照。

<平日>

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
半面A	バスケ男	バレー	*	バスケ男	バレー
半面B	バスケ女	卓球	*	バスケ女	卓球

<休日> (A) ⇒ (B) ⇒ (C) ⇒ (A) を繰り返す

	土曜日(A)	日曜日(B)	土曜日(C)	日曜日(A)
① (8:00~10:30)	卓球	バレー	バスケット	卓球
② (10:30~13:00)	バレー	バスケット	卓球	バレー
③ (13:00~17:00)	バスケット	卓球	バレー	バスケット

- ・平日の部活動で体育館使用（フロア）でない部活においては、バスケット、バレーは屋外、卓球はステージ等を利用する。

- ・休日の部活動の時間、会場については、職員室前のボードにも示してあるので、休日前に生徒は確認をする。

<長期休業中>

○ 学期中に準じた扱いを行う。

- ・部活動休養日については、共通した曜日は設定しないが、顧問が出張の日などで、部活動につくことができない日を設定する。
- ・生徒が十分な休養を取ることや、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5. 活動について

○ 活動時間

- ・ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

○ 朝練習

- ・ 鍵の貸し出し 7：20，練習 7：30～8：00，片付けをして8：15までに鍵を職員室へ持ってくる。
- ・ 6：00の段階で、警報が出ている時は、朝練習は中止とする。

○ 警報発令時の対応（休日、長期休業中）

- ・ 7：00の段階で、警報（大雨、暴風、洪水、大雪）等が出ている時は、部活動は中止とする。
- ・ 11：00の段階で、警報が解除になっていれば、午後から部活動を行っても良い。

※ただし、大会などがあった場合は、大会の主催団体の指示にあわせる。

○ 顧問は、活動中のトラブル、事故、けががあった場合、管理職に報告するとともに、保護者と連絡を取り対応していく。

6. 学校単位で参加する大会等

○ 学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。

○ その他の大会については、生徒の教育上の意義や生徒や運動部顧問の負担が過度にならないと校長が判断した大会のみとする。

※ 「松永中学校 部活動方針」については、福山市教育委員会「運動部活動の方針」に則り、毎年度策定をしていく。